

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：平成29年11月 1 日

更新日：令和 5 年11月17日

1 作成者

住所（フリガナ）：フクイケンフクイシオオテ（〒910-8691）福井県 福井市 大手 2-8-10

名称（フリガナ）：フクイケンギョウギョウキョウドウクミアイレンゴウカイ福井県 漁業 協同 組合 連合会

代表者（管理人）の氏名：代表理事会長 小林 利幸

ウェブサイトのアドレス：<http://jf-fukui.a.la9.jp/>

2 農林水産物等の区分

（1）区分名：第12類 その他水産動物類

区分に属する農林水産物等：ずわいがに

（2）区分名：第24類 加工魚介類

区分に属する農林水産物等：その他第1号から前号までに掲げるもの以外の加工魚介類（ゆでずわいがに）

3 農林水産物等の名称

エチゼン 越前 がに、エチゼン 越前 かに

4 明細書の変更

福井県漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行う。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

漁連は、漁業者に対し「越前がに」又は「越前かに」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 漁業者の手順

漁業者は、「越前がに」又は「越前かに」の生産地及び生産の方法について、「GIタグ管理簿」に記録する。

イ 漁協及び漁連の手順

受託販売の記録である「仕切書（売上明細等）」を作成する漁協又は漁連の支所は、毎年、作成した仕切書を漁業者に配布する。

漁連は、漁業者において明細書に記載された生産地及び生産の方法が遵守されていないことが疑われる場合、当該漁業者及び当該漁業者が属する漁協に対し臨時の現地調査を実施し事実確認を行う。

（2）手順の妥当性を見直す機会

漁連は、上記（１）のア及びイの手順について、年に１回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

漁連は、漁業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該漁業者に対し、所属の漁協を通じて警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

漁連は、地理的表示である「越前がに」又は「越前かに」及びGI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下のルールを、漁業者に対して周知する。

- (1) 明細書の生産地・生産の方法に基づいて生産されたずわいがにのみ、地理的表示等の使用が可能であること。
- (2) GI マークを使用する場合は、地理的表示である「越前がに」又は「越前かに」と併せて使用すること。
- (3) GI マークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

漁連は、漁業者による地理的表示等の違反使用が判明した場合、当該漁業者に対し、指導、警告等を行う。

なお、当該漁業者が漁連の警告等を受けたにもかかわらずこれに従わなかった場合には、当該漁業者に対し、地理的表示等の使用を禁止できるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

漁連は、上記 6 及び 8 に関して、「越前がに」又は「越前かに」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明したときは、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

漁業者は、（１）のア及びイの資料を、また、漁連は、（１）のウ並びに（２）の資料をそれぞれその作成日又は取得日から５年間保存するものとする。

- (1) 上記5の(1)における「越前がに」又は「越前かに」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる以下の資料
 - ア 仕切書(売上明細等)
 - イ GI タグ管理簿
 - ウ 臨時に実施した現地調査の結果表
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと、又は地理的表示等の違反使用が判明した場合
 - ア その事実を裏付ける写真等の資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び漁連が行った指導等の記録

11 連絡先

(b) (7)(C), (b) (7)(D)

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]